



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 規則	
* 67 和歌山県報発行規則の一部を改正する規則	(総務課)..... 1
○ 告示	
* 848 昭和60年和歌山県告示第751号（鳥獣保護区の指定）の全部改正	(自然環境課)..... 2
* 849 昭和60年和歌山県告示第754号（鳥獣保護区の指定）の全部改正	(〃)..... 2
* 850 平成17年和歌山県告示第1421号（鳥獣保護区の指定）の全部改正	(〃)..... 3
* 851 平成17年和歌山県告示第1427号（鳥獣保護区域内における特別保護地区の指定）の全部改正	(〃)..... 3
* 852 特定猟具使用禁止区域の指定	(〃)..... 4
853 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力停止（介護サービス指導課）	 4
854 指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課)..... 4
855 道路の位置の指定	(都市政策課)..... 5
856 一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課)..... 5

規 則

和歌山県規則第67号

和歌山県報発行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和7年10月31日
和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県報発行規則の一部を改正する規則
和歌山県報発行規則（昭和25年和歌山県規則第66号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(校正) 第 9 条 県報の校正は、総務部総務管理局総務課において行う。ただし、総務部総務管理局総務課長は、特に形式に注意を要するものその他特別の理由があると認めたときは、主務課（室）において行わせることができる。 2 略	(校正) 第 9 条 県報の校正は、総務部総務管理局総務課においてその原議書について行う。ただし、総務部総務管理局総務課長は特に形式に注意を要するもの、その他特別の理由があると認めたときは、主務課（室）において行わせることができる。 2 略
第10条 略	(原議書の返付) 第10条 県報に登載するものの原議書は、総務部総務管理局総務課において当該県報の校正が完了した後、県報登載日付印を押印の上、主務課（室）に返付する。
(目次の調製) 第11条 総務部総務管理局総務課長は、県報に登載した事項につき、毎号初ページに目次を掲載して発行しなければならない。	(目次及び目録の調製) 第12条 総務部総務管理局総務課長は、県報に登載した事項につき、毎号初ページに目次を掲載して発行するとともに、毎月、前月分の目録を

県報の付録として発行しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第848号

昭和60年和歌山県告示第751号（鳥獣保護区の指定）の全部を次のように改正し、令和7年11月1日から適用する。

令和7年10月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区を次のように指定したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

名 称	区域	存 続 期 間	鳥獣保護区の保護に関する指針
富貴鳥獣保護区	次のとおり	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで	県職員及び鳥獣保護管理員が、高野町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。
紀泉台鳥獣保護区	次のとおり	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで	県職員及び鳥獣保護管理員が、岩出市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

（「次のとおり」については、和歌山県環境生活部環境政策局自然環境課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032600/yasei/chojuhogokumap.html>）から閲覧することができる。）

和歌山県告示第849号

昭和60年和歌山県告示第754号（鳥獣保護区の指定）の全部を次のように改正し、令和7年11月1日から適用する。

令和7年10月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区を次のように指定したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

名 称	区域	存 続 期 間	鳥獣保護区の保護に関する指針
生石山鳥獣保護区	次のとおり	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで	県職員及び鳥獣保護管理員が、紀美野町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。
椿鳥獣保護区	次のとおり	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで	県職員及び鳥獣保護管理員が、白浜町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著し

			い影響を及ぼすことがないよう留意する。
かつらぎ鳥獣保護区	次のとおり	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで	県職員及び鳥獣保護管理員が、かつらぎ町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。
太地鳥獣保護区	次のとおり	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで	県職員及び鳥獣保護管理員が、太地町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。
広川西部鳥獣保護区	次のとおり	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで	県職員及び鳥獣保護管理員が、広川町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。
与根河鳥獣保護区	次のとおり	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで	県職員及び鳥獣保護管理員が、那智勝浦町及び太地町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

（「次のとおり」については、和歌山県環境生活部環境政策局自然環境課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032600/yasei/chojuhogokumap.html>）から閲覧することができる。）

和歌山県告示第850号

平成17年和歌山県告示第1421号（鳥獣保護区の指定）の全部を次のように改正し、令和7年11月1日から適用する。

令和7年10月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区を次のように指定したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

名 称	区域	存 続 期 間	鳥獣保護区の保護に関する指針
地ノ島・沖ノ島鳥獣保護区	次のとおり	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで	県職員及び鳥獣保護管理員が、有田市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

（「次のとおり」については、和歌山県環境生活部環境政策局自然環境課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032600/yasei/chojuhogokumap.html>）から閲覧することができる。）

和歌山県告示第851号

平成17年和歌山県告示第1427号（鳥獣保護区域内における特別保護地区の指定）の全部を次のように改正し、令和7年11月1日から適用する。

令和7年10月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定によ

り、鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のように指定したので、同条第4項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

名 称	区域	存 続 期 間	鳥獣保護区の保護に関する指針
与根河鳥獣保護区 特別保護地区	次のとおり	令和7年11月1日から 令和17年10月31日 まで	県職員及び鳥獣保護管理員が、那智勝浦町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

（「次のとおり」については、和歌山県環境生活部環境政策局自然環境課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032600/yasei/chojuhogokumap.html>）から閲覧することができる。）

和歌山県告示第852号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和7年10月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

名 称	区域	存 続 期 間	禁止に係る特定 猟 具 の 種 類
切目川特定猟具使用禁止区域	次のとおり	令和7年11月1日から令和17年10月31日まで	銃器
高浜特定猟具使用禁止区域	次のとおり	令和7年11月1日から令和17年10月31日まで	銃器
隅田町東部特定猟具使用禁止区域	次のとおり	令和7年11月1日から令和17年10月31日まで	銃器

（「次のとおり」については、和歌山県環境生活部環境政策局自然環境課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032600/yasei/chojuhogokumap.html>）から閲覧することができる。）

和歌山県告示第853号

介護保険法（平成9年法律第123号）第92条第1項の規定に基づき、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力を停止したので、同法第93条の規定に基づき公示する。

令和7年10月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者 番 号	事業者の 名 称	施設の 名 称	施設の所在地	サービスの 種 類	処分の内容	処分期間
30713000 93	社会福祉法人 聖愛会	特別養護老人 ホーム南山苑	和歌山県伊都郡高野町 高野山44-22	介護老人福祉 施設	1 指定介護老人福祉施設に係る介護報酬の請求の上限を7割とする。 2 新規入所者の受け入れを停止する。	令和7年11月1日から令和8年4月30日まで

和歌山県告示第854号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年10月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
訪問看護ステーションウェルビー	橋本市岸上22-1	医療法人南労会	令和 7. 11. 1

和歌山県告示第855号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年10月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3705	田辺市上秋津字平野代1957番1の一部、1957番23の一部	田辺市中万呂262番地の37 田中正紹	令和 7. 10. 16	5. 00	19. 76

和歌山県告示第856号

令和7年度紀北工業高等学校精密旋盤について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年10月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 落札に係る調達物品の名称及び数量
紀北工業高等学校 精密旋盤 10式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和7年10月9日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社MiLL
和歌山県和歌山市広瀬通丁三丁目30番地
- 落札金額
64, 394, 000円（うち消費税及び地方消費税の額5, 854, 000円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年8月29日